

# 工事請負契約書

収入印紙

1 工事名

\_\_\_\_\_

2 工事場所

\_\_\_\_\_

3 工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 請負代金額

|                         | 億 | 百万 | 千 | 円 |
|-------------------------|---|----|---|---|
|                         |   |    |   |   |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 |   |    |   |   |

5 契約保証金

|  | 億 | 百万 | 千 | 円 |
|--|---|----|---|---|
|  |   |    |   |   |

6 代金支払方法

\_\_\_\_\_

令和 年 月 日

発注者 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市

代表者 東大阪市長 野田 義和

印

受注者

印

## 総則

- 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書の内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の期限内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 受注者は、この契約書の履行に当たり知り得る秘密を漏らすてはならない。
- この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行われなければならない。
- この契約書の履行に関して発注者受注者間で行われる言語は、日本語とする。
- この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本国とする。
- この契約書の履行に関して発注者受注者間で行われる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- この契約に係る訴訟については、日本の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 受注者が共同企業体を締結している場合においては、発注者は、この契約に一切の権限を行使するときは、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- 発注者は、受注者の施工に関する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施設につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

## 関連工事の調整

- 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施設につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- 発注者は、受注者の施工に関する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施設につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

## 請負代金内訳書及び工程表

- 発注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 内訳書には、材料費、労務費、法定利益費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事に従事する者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る基金を明示するものとする。
- 内訳書及び工程表は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 第3条の2 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。
- 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示されたい労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
  - 適正な賃金をその雇用に用いる技術者に支払うものとする。
  - 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「下請負人」という。）に支払うものとする。
  - 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。
    - 下請負人が適正な賃金をその雇用に用いる技術者に支払うこと。
    - 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（ハにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。
    - 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第2条の1に定める事項を含む契約を締結すること。
- 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに関する書面を提出すること。

- 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。
  - 前項第1号の支払に関する書面
  - 前項第2号の支払に関する書面
  - 前項第3号の契約を締結したことに関する書面
- 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

## 契約の保証

- 発注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
  - 契約保証金の納付
  - 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証事業による保証
  - この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 受注者は、前項の規定による保証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。
- 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保証金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10%以上（低入札調査基準価格を下回る価格については10%の3）としなければならない。
- 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものではない。
- 第1項の規定により、受注者が前項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、前項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10%（低入札調査基準価格を下回る価格については10%の3）に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができる。受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

## 権利義務の譲渡等

- 発注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製物品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したものと及び第38条第3項の規定による部分品の確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

## 一括委任又は一括下請負の禁止

- 発注者は、受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請負負わせてはならない。

## 下請負人の通知

- 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる除根をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいう。当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
  - 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じ、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
  - 受注者と直接下請契約を締結する下請負人
  - 次のいずれにも該当する場合  
イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合  
ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
  - 前号に掲げる下請負人以外の下請負人
  - 次のいずれかに該当する場合  
イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合  
ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができず、かつ、合理的理由があるとき、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、発注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

## 特許権等の使用

- 発注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の存在を知らない工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場において、設計図書に特許権等の対象であるもの明示がなかつた、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

## 監督員

- 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 監督員は、この契約書の他の条項に定めると及びこの契約書に基づく発注者の権限とされた事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交代又は受注者が指示した詳細図等の承諾
  - 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
  - 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときであってもそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときであっても当該委任した権限

- の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行われなければならない。
- 発注者が監督員を置いたときは、この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるとを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 発注者が監督員を置かないときは、この契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

## 現場代理人及び主任技術者等

- 発注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
  - 現場代理人
  - 主任技術者（建設業法第26条第2項に該当する工事にあっては「監理技術者」とし、同条第3項本文に該当する工事にあっては「専任の主任技術者」とし、同条第2項及び第3項本文に該当する工事にあっては「専任の監理技術者」（建設業法第26条第5項に該当する者に限る。）とする。ただし、同条第2項第2号の規定により監理技術者が専任し場合は、「監理技術者（建設業法第26条第5項に該当する者に限る。）及び専任の監理技術者補佐」とする。
  - 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 現場代理人は、この契約の履行に關し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められるときは、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 現場代理人、監理技術者等（監理技術者等又は主任技術者又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

## 履行報告

- 発注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

## 工事関係者に関する措置請求

- 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取らせることを請求することができる。
- 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人と兼任する者を除く。）その他受注者が工事現場に使用している下請負人、労働者等工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

## 工事材料の品質及び検査等

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書に品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。
- 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に立会いしなければならない。
- 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

## 監督員の立会い及び工事記録の整備等

- 発注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けず調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けず施工しなければならない。
- 受注者は、前2項の規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工については、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 受注者は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に立会いしなければならない。
- 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に立会いし、かつ、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けなくても、工事材料を調査して使用し、又は工事を行ったことができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工と連関したことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

## 支給材料及び貨物

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貨物とする建設機械器具（以下「貨物」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡時期及び引渡場所は、設計図書に定めるところによる。
- 監督員は、支給材料又は貨物の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貨物品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書のと異なり、又は使用に不当であると認められたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 受注者は、支給材料又は貨物の引渡しを受けたときは、引渡の日から7日以内に、発注者に受領書又は借入書を出さなければならない。
- 受注者は、支給材料又は貨物の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貨物品に種類、品質又は数量に關しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に不当であると認められたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 受注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貨物品に代えて他の支給材料若しくは貨物品を引き渡し、支給材料若しくは貨物品若しくは品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貨物品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貨物品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、規格、引渡場所は引渡時期を変更することができる。
- 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 受注者は、支給材料及び貨物品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貨物品を受注者に返還しなければならない。
- 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貨物品が滅失若しくは損し、又はその返還が不可能になったときは、発注者の指した期間内に品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 受注者は、支給材料又は貨物品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

## 工事用地の確保等

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わなかったときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聞いて定める。

## 設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によることその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要であると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第3項の規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最大限度破壊して検査することができる。
- 前2項の規定において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

## 条件の変更

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
  - 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
  - 設計図書に照準し及び説明書と一致しないこと
  - 設計図書の表示が明確でないこと
  - 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然の又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
  - 設計図書で明示されていない施工条件について早期することのできる特別な状態が生じたこと

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたときは自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとのべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査を終了後 10 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の号に掲げるにより、設計図書等の訂正又は変更を行わなければならない。
  - (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
  - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事的物の変更を伴うもの発注者が行う。
  - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事的物の変更を伴わないもの発注者を受注者協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### 設計図書の変更

第 19 条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### 工事中止

- 20 条 工事用地的物の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地盤、地すべり、落盤、火災、騒音、暴動その他の自然的又は人為的な事由（以下「天災等」という。）であつて受注者の責に帰すべきでないものにより工事的物的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事又は施工できないと認められるときは、発注者は、工事中止につき工事現場から受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止せしめなければならない。
- 21 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事中止の内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 22 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の遂行に備へ工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### 著しく遅い工期の禁止

第 21 条 発注者は、工期の延長又は短縮を行つてはならない。この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

#### 受注者の請求による工期の延長

- 22 条 受注者は、天候の不具合、第 2 条の規定に基づく関連工事の調査への協力その他受注者の責に帰すべきでない事由により工期内に工事完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 23 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、発注者について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### 発注者の請求による工期の短縮等

- 23 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 24 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### 工期の変更方法

- 24 条 工期の変更については、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 25 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期変更事由が生じた日（第 22 条の規定にあつては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 26 発注者は、第 1 項の協議に当たっては、受注者からの意見の聴取をできる限り協議し十分な協議を行うよう留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 55 条に規定するあつて若しくは調停を請求したこと又は第 56 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

#### 請負代金額の変更方法等

- 25 条 請負代金額の変更については、量の増減が内訳書記載の数量の 100 分の 20 を超える場合、施工条件が異なる場合、内訳書記載のない項目が追加され若しくは内訳書によることが不適当な場合、特別な理由がないときは又は内訳書が承認を受けていない場合にあつては、変更時の価格を基礎として発注者受注者協議して定め、その他の場合にあつては、内訳書記載の単価を基礎として定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 26 発注者は、前項の規定に当たっては、受注者からの意見の聴取をできる限り協議し十分な協議を行うよう留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 55 条に規定するあつて若しくは調停を請求したこと又は第 56 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

#### 資金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

- 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 27 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工率代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工率代金額（変動後の資金又は物価を基礎として算出した変動前残工率代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工率代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 28 変動前残工率代金額及び変動後残工率代金額とは、請求のあった日を基準とし、内訳書及び物価指数等に基づき発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 29 第 1 項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第 1 項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額を基礎とした日」とするものとする。
- 30 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 31 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 32 第 5 項及び前項の場合において、請負代金額の変更に関しては、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。
- 33 第 9 項の項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 34 発注者は、第 3 項又は第 7 項の協議に当たっては、受注者からの意見の聴取をできる限り協議し十分な協議を行うよう留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 55 条に規定するあつて若しくは調停を請求したこと又は第 56 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

#### 臨機随應

- 27 条 発注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 28 前項の場合においては、受注者は、そのとつた措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 29 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることができる。
- 30 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要する費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担すべきことが適当であると認められる部分については、発注者が負担する。

#### 一般的損害

- 28 条 工事的物の引渡し前に、工事的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関する生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 3 項の規定による損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 54 条第 1 項の規定により付された保険等により補填された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### 第三者に及ぼした損害

- 29 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 54 条第 1 項の規定により付された保険等により補填された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 30 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じたものについては、受注者が負担する。

#### 不可抗力による損害

- 30 条 工事的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者受注者双方の責に帰すべきでないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事的物の仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生直前にその状況を発注者に通知しなければならない。
- 31 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくもの及び第 54 条第 1 項の規定により付された保険等により補填された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 32 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 33 発注者は、前項の規定により受注者から損害に関する費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第 13 条第 2 項、第 14 条第 1

項若しくは第 2 項又は第 3 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

- 34 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、内訳書に基づき算定する。
  - (1) 工事的物に関する損害  
損害を受けた工事的物の引渡しに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - (2) 工事材料に関する損害  
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害  
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしての償却額の額から損害を受けた時点における工事的物に相応する償却額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができるが、修繕費の額が償却額より超えるものについては、その修繕費の額とする。
- 35 6 款にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

#### 請負代金額の変更に代える設計図書の変更

- 31 条 発注者は、第 8 条、第 15 条、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 26 条から第 28 条まで、前条又は第 34 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代つて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から 20 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 32 前項の協議が請負代金額の増額に関するものであるときは、発注者は、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額に関する事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### 検査及び引渡し

- 32 条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 33 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めることにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 34 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 35 発注者は、第 2 項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者工事的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事的物の引渡しを受けなければならない。
- 36 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求に直ちにに応じなければならない。
- 37 受注者は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修繕して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修繕の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

#### 請負代金の支払

- 33 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。
- 34 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から 30 日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 35 発注者がその責に帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### 部分使用

- 34 条 発注者は、第 32 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、工事的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 35 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 36 発注者は、第 1 項の規定により工事的物の全部又は一部を使用したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### 前払金

- 35 条 発注者は、あらかじめ発注者が指定した工事については、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期間とする公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）同 2 条第 5 項に規定する「保証契約」（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を受注者に寄託して、発注者の指定した工率の前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合において、発注者は、前項の保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 36 発注者は、第 1 項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 37 受注者は、前払代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4 から受領済みの前払代金額を差し引いた増額する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 38 発注者は、前払代金額が著しく減額された場合において、支払済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5 を超えるときは、期限を返還して、その超過額の返還を要求することができる。
- 39 前項の超過額相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者受注者協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 20 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 40 発注者は、受注者が第 5 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額のうち、同項の期間を経過した日からの返還を求め、返還する。その日に達し、当該保証契約における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 1 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

#### 保証契約の受渡

- 36 条 受注者は、前条第 4 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 37 受注者は、変更後の保証証書のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 38 受注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 39 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### 前払金の使用等

- 37 条 受注者は、前払金（追加前払金を除く。）をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事における償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当するに必要経費以外の支払に充てずしてはならない。ただし、前払金の 100 分の 25 を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることとする。
- 40 受注者は、追加前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事における償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当するに必要経費以外の支払いに充てずしてはならない。

#### 部分払

- 38 条 受注者は、あらかじめ発注者が指定した工事については、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第 13 条第 2 項の規定により監督員が検査を要するものにあつては当該検査に合格したものを、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象となることを指定したものに相応する）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。
- 39 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認内容を発注者に請求しなければならない。
- 40 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 41 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 42 受注者は、第 3 項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 43 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、部分払金の請負代金相当額は、内訳書が承認を受けている場合には、内訳書により定め、その他の場合には、発注者受注者協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
$$\text{部分払金の額} \leq \text{第 1 項の請負代金相当額} \times \left( \frac{9}{10} \right) \times \text{前払金} / \text{請負代金額}$$
- 44 第 3 項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び第 6 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

#### 部分引渡し

- 39 条 工事的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第 32 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事的物」とあるのは「指定部分に係る工事的物」と、同条第 5 項及び第 33 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 40 前項の規定により引渡される第 33 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、内訳書が承認を受けている場合には、内訳書により定め、その他の場合には、発注者受注者協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により引渡される第 33 条第 1 項の請求を受けた日から 20 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times \left( \frac{1}{10} \right) \times \text{前払金} / \text{請負代金額}$$

#### 前払金等の支払に対する工事中止

- 40 条 受注者は、発注者が第 35 条、第 38 条又は第 39 条において押引される第 33 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を要するその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の進行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時停止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### 契約不適合責任

- 第41条 発注者は、引き渡された工事的目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が講じた方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - 履行の追完が不能であるとき。
  - 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 工事的目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の工事時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受けず見込みがないことが明らかであるとき。

#### 発注者の任意解除権

- 第42条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第44条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### 発注者の催告による解除権

- 第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
  - 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
  - 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
  - 正当な理由なく、第41条第1項の規定に違反したとき。
  - 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

#### 発注者の催告によらない解除権

- 第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
  - この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
  - 引き渡された工事的目的物が契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上再び建設しなければならない場合を達成することができないとき。
  - 受注者がこの契約の目的物の完成の義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 受注者の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
  - 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の工事時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がされず見込みがないことが明らかであるとき。
  - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
  - 第47条又は第48条の規定によるないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成成員のいずれかの者を、以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
    - 役員等（受注者が個人である場合にはその他の経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他の経営に実質的に関与している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
    - 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するに該当していると認められるとき。
    - 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は貸付を供するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - 役員等が、暴力団員又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどと認められるとき。
    - 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 受注者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するに該当していると認められるとき。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は貸付を供するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 役員等が、暴力団員又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどと認められるとき。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 受注者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するに該当していると認められるとき。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は貸付を供するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 役員等が、暴力団員又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどと認められるとき。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 受注者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するに該当していると認められるとき。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は貸付を供するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 役員等が、暴力団員又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどと認められるとき。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 受注者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するに該当していると認められるとき。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は貸付を供するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 役員等が、暴力団員又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどと認められるとき。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

#### 発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

- 第45条 第43条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除を請求することができる。

#### 公共工事履行保証証券による保証の請求

- 第46条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、発注者は、第4条各号又は第44条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他に建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。
- 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者に適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づきこの契約の各号のいずれかに定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
  - 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
  - 工事完成債務
  - 契約不適合を保證する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
  - 解除権
  - その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

- 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払い後に生じた受注者を含む。）は、当該保証金の額を減額として、消滅する。

#### 受注者の催告による解除権

- 第47条 発注者は、受注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### 受注者の催告によらない解除権

- 第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
  - 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合には、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

#### 受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

- 第49条 第47条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除を請求することができる。

#### 解除に伴う措置

- 第50条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を調査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となつた工事材料の引渡しを受けるとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けず出来形部分に相当する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知し、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があれば、当該前払金の額（前38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項の出来形部分に相当する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第44条又は次条第3項の規定によるときは、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ当該契約締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第42条、第47条又は第48条の規定によるときは、その余剰額を受注者に返還しなければならない。
- 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したときは、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代金を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代金を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用土地等が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修補し、取り片付け、発注者に明け渡さなければならない。
- 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- なければならない。
- 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第43条、第44条又は次条第3項の規定によるときは発注者の定め、第42条、第47条又は第48条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項前段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 工事の完成後この契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者が発注者が民法の規定に従って協議して決める。

#### 発注者の損害賠償請求等

- 第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
  - 工期内に工事を完成することができないとき。
  - この工事的目的物に契約不適合があるとき。
  - 第43条又は第44条の規定により、工事的目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
  - 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 第43条又は第44条の規定により工事的目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
  - 工事的目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の義務について履行不能となつたとき。
- 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管理人
  - 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管理人
  - 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができる事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 第1項第3号の場合においては、発注者は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額を請求するものとする。
- 第2項の場合（第44条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充當することができる。

#### 受注者の損害賠償請求等

- 第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
  - 第47条又は第48条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - 前項に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができる。

#### 契約不適合責任期間等

- 第53条 発注者は、引き渡された工事的目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれら規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内（低入地調査基準価格を下回る価格による契約については4年以内）でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 前2項の請求等若しくは、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等第7条を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に含むことで行う。
- 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7条において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合は、発注者が通知から1年が経過するまでに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等を行ったものとする。
- 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができる。

- 第54条 受注者は、工事的目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を設計図書に定めるところに限り、火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。
- 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 受注者は、工事的目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

#### あっせん又は調停

- 第55条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかつたときに発注者が定めたもに受注者が不服がある場合その他この契約に関し発注者受注者間に紛争を生じた場合には、大阪府建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過後に決定した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができる。

#### 仲裁

- 第56条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

#### 追加前払金

- 第57条 受注者は、第35条の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と追加前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期間とすると保証契約を締結し、その保証証券を発注者に寄託して、請負代金の10分の2の以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 受注者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電磁的データであつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は当該保証証券を寄託したものとみなす。
- 受注者は、第1項の追加前払金の支払を請求しうとするときは、あらかじめ、発注者または発注者の指定する者の追加前払金の承認を受けなければならない。この場合において、発注者または発注者の指定する者は、受注者の請求があつたときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第1項の範囲より追加前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払を請求することができる。
- 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第1項の規定により追加前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 前項の期間内前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額後の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額後の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第1項の規定により追加前払金の支払を受けているときは10分の6）を差し引かなければならない。

#### 補則

- 第58条 この契約書に定めのない事項については、東大阪市財務規則（昭和42年2月1日規則第31号）によるほか、必要に応じて発注者受注者協議して定める。